

電子的診療情報連携体制 整備加算について

当院は、令和8年6月診療報酬改定に伴う「電子的診療情報連携体制整備加算」について、以下の通り対応を行っております。

1. オンライン請求を行っております。
2. 診療報酬明細書を患者様へ無償で交付しております。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
4. 資格確認を利用して取得した情報を閲覧または活用できる体制を有しております。
5. マイナ保険証利用率が、30%以上です。
6. 医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
7. 明細書発行に関する事項、DX推進の体制に関する事項等について、当医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しております。

令和8年6月1日より

電子的診療情報連携体制整備加算3（月1回）

- | | |
|-------|----|
| ○ 初診時 | 4点 |
| ○ 再診時 | 2点 |